

情報の収集・評価・伝達等に関する論点について

今後の化学物質管理政策を検討するうえでは、「情報」を誰がどのように生み出し、サプライチェーンにどのように伝達・共有させる仕組みを構築するかが重要な鍵になると考えられる。

よって、今回の合同検討会においては、まずは、情報の収集、評価、伝達等に関して、各主体に期待される役割を整理するとともに、今後の対応策について、制度改正を念頭に中長期的に検討すべき事項、現行制度のもとで直ちに対応可能な事項に整理し、引き続き、各事項について詳細の検討を進めるべきと考えられる（対応策の具体的内容については骨子案参照）。

<各主体に期待される役割について>

以下のように各主体の役割を整理し連携して取り組む必要があるのではないかと。

- ・ 事業者は、労働者保護、一般消費者保護、環境保全の観点から適正な管理を行う責務を負っているという前提のもと、必要な危険有害性情報の収集に努め、適切なリスク評価を行うとともに、サプライチェーンへの情報提供・公表に努めるべきではないか。
- ・ 一般消費者は、化学物質が人の健康や環境に与えるリスクについての的確な情報入手と正しい理解に努め、リスクの低い商品の選択や使用につなげるよう努めるべきではないか。
- ・ 国は、事業者や一般消費者による取組を積極的に支援するとともに、化学物質の製造・輸入等の状況や事業者の取組状況等を踏まえた優先順位を付けてそれぞれの制度においてリスク評価を推進すべきではないか。また、グローバル化に対応したリスク低減のための制度の構築・運用や国際調和を進めるべきではないか。

<中長期的に検討すべき事項>

中長期的に以下のような視点から制度の検討を行う必要があるのではないかと。

- ・ 労働者保護、一般消費者保護及び環境保全に関する体系的な危険有害性情報の収集を一元的・効率的に実施するための体制や制度のあり方について検討すべきではないか。
- ・ GHS制度や成型品に関する情報伝達の仕組みを統合した危険有害性情報等

の伝達・提供制度のあり方について検討すべきではないか。

<直ちに対応すべき事項>

現制度のもとにおいても制度上実施可能な以下のような取組については、直ちに検討に着手し、可能なものから順次対応すべきではないか。

- ・ 事業者はリスク評価等の標準となる具体的手順の検討を進め、リスク評価の実施やその結果のサプライチェーンへの情報提供・公開を進めるべきではないか。
- ・ 産官の役割を踏まえた既存化学物質対策を強化するため、関係省庁の連携の下、CMR等の有害性がある化学物質について、労働者・一般消費者・環境保全の観点から優先的にリスク評価を実施すべきものをリストアップし、より詳細なリスク評価を進めるべきではないか。また、リストアップするためのスクリーニングの進め方はどうあるべきか。
- ・ 一般消費者向け情報提供については、どのような情報を一般消費者（BtoC）までどのように提供していくべきかについて、GHSの導入も含めて検討を行う必要があるのではないか。
- ・ 危険有害性情報の伝達・提供制度の検討にあたっては、成型品中の化学物質情報の伝達等のあり方についても検討すべきではないか。この際、調剤とはリスクレベルの異なる成型品中の化学物質に関する情報伝達のあり方について整理すべきではないか。
- ・ 上記のような課題に対応するため、事業者にはどのようなスキルが求められ、そのためにはどのような人材育成が必要となるか、既存の資格制度を活用すべきか等を検討すべきではないか。